

仕 様 書

1 目的

- (1) 本県観光等情報の効果的な発信などPRノウハウの獲得
- (2) 誘客・消費等の効果獲得にむけたコンテンツ開発に係るノウハウ・企画の獲得
- (3) 上記を通じた情報発信及び誘客・消費等の効果獲得

2 委託業務名 観光PR等コンサルティング業務

3 委託業務の内容

青森県の観光を中心としたPR及びコンテンツ開発に係る次の業務を実施する。

(1) マスメディア関係者に向けた情報提供に係るコンサルティング業務

- ①本県情報に関するマスメディア露出を増やしていくためのアドバイス等を行うこと。
- ②マスメディア関係者への情報提供方法・関係構築にむけたアドバイス等を行うこと。
- ③上記に係る会議を年9回以上開催(1回につき2時間程度)するほか必要となる支援を行うこと。

(2) SNSを通じた情報発信に係るコンサルティング業務

- ①当課が行うSNS・ブログの分析を行うほか発信手法に係るアドバイス等を行うこと。
- ②マスメディアと連動したPR可能性を有する発信内容の企画(アイデア)を1会議あたり5件以上提案すること。
- ③上記に係る会議を年9回以上開催(1回につき2時間程度)するほか必要となる支援を行うこと。

(3) コンテンツ開発に係るコンサルティング業務

マスメディア・SNS関連業務に関連し、情報発信力を有する本県観光資源のコンテンツ開発企画を年3件以上創出すること。また、コンテンツ開発に係る必要となるアドバイス・支援を行うこと。

(4) 委託者(職員)向け説明会の開催業務

上記3(1)～(3)に関連し、職員がPR(コンテンツ開発を含む)活動を行う上で必要となる基本的な知識・情報について、委託者(職員)向け説明会を年1回以上開催すること。

- (5) 業務完了後は、当課に実績報告書を提出すること。

4 委託業務の条件等

(1) 実施体制について

本業務にあたっては、専門知識を有した的確な助言・指導を行うアドバイザーを配置し対応すること。また、本県のPR・コンテンツ開発に必要な現地調査を年3回の範囲内で行うこと。

(2) 担当職員への助言・指導について

青森県担当職員が目的達成に必要な専門知識等の習得、現場活動等に対する助言・指導を行うこと。(上記3(1)③及び3(2)③のほか1回につき2時間程度、計12回の範囲内)

(3) コンサルティングに係る会議について

会議は、原則として東京都内で開催する(状況により青森県内又はウェブを可とする)。

会議にあたっては、予め会場を確保するほか、事前に会議内容を県と協議・確認のうえ必要となる提案・事前リサーチを行うこと。また、会議の議事進行は受託者が行うこと。

- (4) 本業務で制作されたコンテンツに係る一切の権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は、本業務で提案された企画及び業務内容を他者に開示又は漏洩してはならない。

5 履行期限 令和6年3月31日(金)

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては青森県観光国際戦略局観光企画課と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、青森県観光国際戦略局観光企画課との協議により決定するものとする。